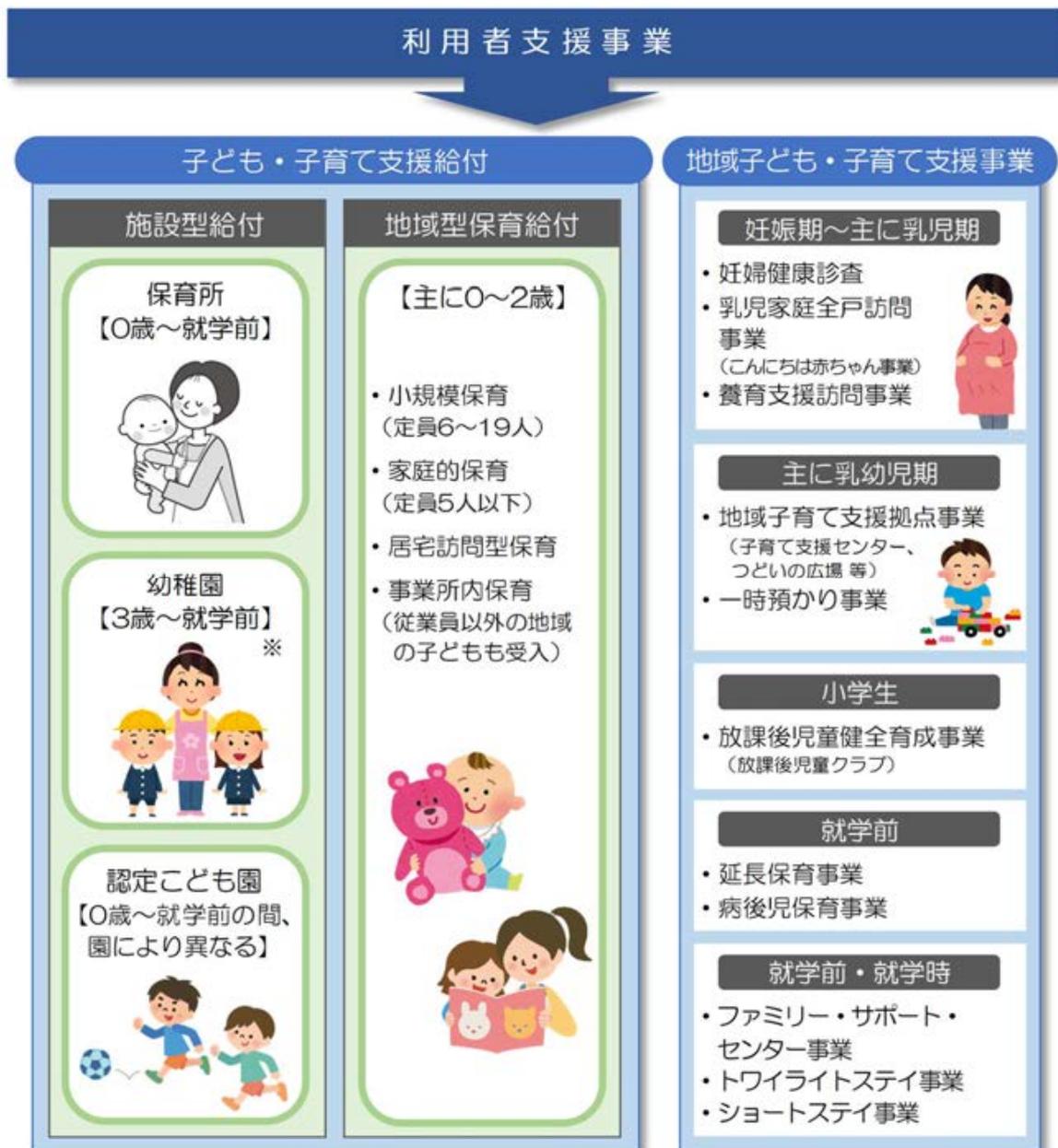


子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（第4章）

子ども・子育て支援新制度のもとで市町村が作成する「市町村子ども・子育て支援事業計画」には、就学前の教育・保育の事業及び地域子ども・子育て支援事業について、提供区域ごとに量の見込み及び確保の方策等を記載することとされています。本項では、これらの事業計画について示します。

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。



(1) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、各市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案して設定する必要があります。

なお、教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することもできます。

本市では、教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については広域性を確保することを基本とし、本市では提供区域を基本的には全市1区域と設定します。

ただし、放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）については、事業の特性や現在の実施状況を踏まえ、小学校区と設定します。

■本市の教育・保育提供区域

事業及び対象年齢			教育・保育提供区域
子ども・子育て支援給付	1号認定	3～5歳	市全体を1つの区域
	2号認定	3～5歳	
	3号認定	0歳、1・2歳	
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	0～5歳、 1～6年生	
	地域子育て支援拠点事業	0～2歳	
	妊婦健康診査	—	
	乳児家庭全戸訪問事業	出生時など	
	養育支援訪問事業	—	
	子育て短期支援事業	0～3年生	
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0～5歳、 1～6年生	
	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・その他の一時預かり	3～5歳 0～5歳	
	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳	
	病児保育事業	0～5歳、 1～3年生	
放課後児童健全育成事業	1～6年生	小学校区	

(2) 教育・保育の量の見込みと確保方策

新制度では、教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定については、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

年齢で区分した認定区分、利用できる施設及び事業などは、以下のとおりです。

■利用できる主な施設および事業

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 2号認定 認定こども園
2号認定 (保育短時間認定)			
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育所(園) 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

①認定こども園及び幼稚園（1号認定）

【事業概要】

満3歳以上の就学前児童の教育を行うもので、認定こども園は保育所と幼稚園の枠組みを超えて、保育・幼児教育を一体的に提供します。なお、幼稚園は新制度の施設型給付及び確認を受けない幼稚園（未移行幼稚園等）の2種類となります。

②認定こども園及び認可保育所、地域型保育（2号認定・3号認定）

【事業概要】

保護者の就労などにより家庭で保育できない乳幼児などの保育を行うものです。なお、地域型保育は2歳以下を対象とした「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4事業があります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策

計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」及び確保の内容は以下のとおりです。

①利用者支援事業

教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供、利用希望に基づく相談について、子ども又はその保護者が身近な場所で支援が受けられるとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

②地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所（園）等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

③妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行う事業です。

④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、助産師・保健師・母子保健推進員が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

⑤ - 1 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

⑤ - 2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業（ファミリー・サポート・センター事業）です。

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園及び保育所（園）その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

⑨延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化や通勤時間の増加などに対応するため、通常保育の時間を超えて保育需要への対応を図る事業です。

⑩病児保育事業

児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業及び保育中に体調不良となった児童を保育所（園）の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

⑪－１放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

仕事等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

⑪－２放課後子ども教室

地域の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる事業です。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業量は見込んでいませんが、計画期間中、国の動向を踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(4) 産後・育児休業明けのスムーズな保育利用のための方策

本市は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、特定地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、特定地域型保育事業を整備します。

(5) 関係機関との連携に関すること及び市の実情に応じた施策

本市は、児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(6) 職業生活と家庭生活との両立

本市は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。